

○廃水銀等が特別管理産業廃棄物に追加されます

水銀に関する水俣条約の採択を受け、廃水銀及び廃水銀化合物（以下「廃水銀等」という。）並びに当該廃水銀等を処分するために処理したものが特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物に指定されることになりました。

施行日：水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日

■特別管理産業廃棄物に指定されるもの

種類	具体例
廃水銀等	①次のaからgの施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く） a 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設 b 水銀使用製品の製造の用に供する施設 c 灯台の回転装置が備え付けられた施設 d 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設 e 国又は地方公共団体の試験研究機関 f 大学及びその附属試験研究機関 g 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 ②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀（水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀）
廃水銀等を処分するために処理したもの	上記①又は②に該当する廃水銀等を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準（水銀の精錬設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること）に適合しないもの

■収集運搬処理に係る処理基準

特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性から、以下の基準が設けられています。

- ア 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有するものであること
- イ 運搬容器は、密閉できることその他の構造

また、積替え又は保管に当たっては、一般的な積替え又は保管基準に加え以下の基準が設けられています。

- ア 容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること
- イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ウ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること

<ご注意ください>

施行日以降に廃水銀等、廃水銀等を処分するために処理したものを収集運搬するためには、当該品目の許可を受けている必要があります。

※許可の審査には、標準処理期間60日を要します。当該品目の許可が必要な収集運搬業者は早めに許可申請を行ってください。